

令和3(2021)年6月28日

在学生、ご家族の皆さま

東京家政大学  
東京家政大学短期大学部  
学長 井上俊哉

### 活動指針ステージ2への変更について

東京都における緊急事態宣言の解除を受け、6月24日に開かれた新型コロナウイルス対策本部会議で、本学「新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針」のステージを、ステージ3から2に変更することが承認されました。このステージの変更を受け、現在、大学で再開を許可する正課外活動の基準を検討しています。基準が確定してからの再開となりますので、もうしばらくお待ちください。

ただし、新型コロナウイルス感染症の脅威は去っていないため、正課外活動の再開には、活動に付随する学内外での飲食等禁止の厳守を含む、これまで以上の感染拡大防止対策の徹底が条件となります。日頃から、十分に自覚を持った行動を心掛けるようお願いします。

正課外活動については、7月初旬～中旬を目途に改めてお知らせしますので、定期的に本学ホームページ及びポータルサイト等から情報を確認してください。引続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針3 (東京家政大学)

令和3年3月24日 (Ver.3)

| ステージ  | 判断基準                                  | 授業  | 学外実習  | 研究活動   | 学生の入構   | 学内行事<br>イベント  | 課外活動<br>ボランティア   | 窓口業務<br>入試業務   | 事務機能  |
|-------|---------------------------------------|---|---|--|---|---|--|--|---|
| ステージ0 | 平常時・危機がない状態                           | 通常通り  | 通常通り  | 通常通り   | 通常通り  | 通常通り  | 通常通り   | 通常通り   | 通常通り  |
| ステージ1 | 自粛要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態              | 感染拡大防止に最大限の配慮をし、対面授業を実施。メディア授業の積極的利用。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をし、通常通りの研究活動を認める。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をし、入構を認める。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をし、活動を認める。  | 感染拡大防止に最大限の配慮をし実施。メール・電話での問合せの利用。  | 感染拡大防止に最大限の配慮をし勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務の利用。                                       |
| ステージ2 | 大人数での行事、イベント等について自粛要請がでている状態          | 大学が必要と判断した対面授業とメディア授業を実施。授業実施に伴う教員、学生入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。   | 実習先との十分な調整を経て免許・資格取得や卒業等に必要実習を実施。感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。                         | 学会などの研究会への参加、学内での研究活動については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で実施を認める。本学での学会主催は原則禁止(オンライン開催を除く)。                                     | 授業等必要な入構を認める。大学・短大生については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、大学が許可した一部施設を一定の人数・時間で利用を認める。大学院生については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、一定の人数・時間の入構を認める。 | 大人数にならない、大学が必要と認めた学内行事・イベントについては、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、実施を認める。大人数の行事・イベントは原則禁止(オンライン開催を除く)。施設の外部貸出は行わない。                 | 大学が必要と認めた活動のみ実施。大学が許可した場所における一定の人数・時間の活動について、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。大人数の活動・遠征は原則禁止。 | 所属が必要と判断した窓口業務は実施。窓口での相談・書類提出等は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、事前に当該窓口との調整を経て認める。メール・電話での問合せを積極的に利用する。試験監督・オープンキャンパス等の入試業務は、感染拡大防止に最大限の配慮をし実施。                                 | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務を積極的に利用する。                              |
| ステージ3 | 緊急事態宣言の発令による重点的な一部営業時間短縮などの要請がでている状態  | メディア授業と、緊急事態宣言による自治体の措置等(以下、宣言・措置等という)に抵触しない範囲で、大学が必要と判断した対面授業を実施。授業の実施に伴う教員、学生入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。 | 宣言・措置等に抵触しない範囲で、免許・資格取得や卒業に、大学が必要と判断した実習を実施。実習施設と相談の上、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で実施を認める。 | 宣言・措置等に抵触しない範囲で、学会などの研究会への参加、学内での研究活動については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、実施を認める。本学での学会主催は原則禁止。(オンライン開催を除く)。                   | 宣言・措置等に抵触しない範囲で、授業等必要な入構を認める。大学・短大生、大学院生で卒業・修了、資格取得等に必要教育、研究活動等を行う場合、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、一定の人数・時間の入構を認める。              | 宣言・措置等に抵触しない範囲で、大人数にならない、大学が必要と認めた学内行事・イベントについては、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、実施を認める。大人数の行事・イベントは原則禁止(オンライン開催を除く)。施設の外部貸出は行わない。 | 課外活動は原則活動禁止(オンラインでの活動を除く)。免許・資格取得、授業等に関連するボランティアは、宣言・措置等に抵触しない範囲で、大学が必要と判断した活動を実施。 | 宣言・措置等に抵触しない範囲で、所属が必要と判断した窓口業務は実施。窓口での相談・書類提出等は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、事前に当該窓口との調整を経て認める。メール・電話での問合せを積極的に利用する。試験監督・オープンキャンパス等の入試業務は、宣言・措置等に抵触しない範囲で、感染拡大防止に最大限の配慮をし実施。 | 宣言・措置等に抵触しない範囲で、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務を積極的に利用する。              |
| ステージ4 | 緊急事態宣言が発令され全面的な営業自粛などの要請がでている状態       | 原則メディア授業のみ実施。メディア授業の実施に伴う教員入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、認める。  | 原則実施不可。   | 出張の原則中止。学会などの研究会への参加及び主催の禁止(オンライン開催を除く)。原則として在宅での研究とし、教育・研究の準備・継続に必要な不可欠な場合のみ、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、入構を認める。 | 原則入構禁止。やむを得ず入構する必要がある場合は、かならず事前に大学の許可を得ること。可能な限り短時間で退出すること。   | 実施不可(オンライン開催を除く)。   | 活動禁止(オンラインでの活動を除く)。  | メール・電話での問い合わせのみ。入試業務は、オンライン実施について検討する。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、事務機能を維持するための必要最小限の職員が出勤。時差出勤、テレワーク、交代勤務の積極的利用。 |
| ステージ5 | 外出禁止等、重大な緊急事態(感染拡大により、教職員が出動できない状態など) | メディア授業のみ実施。   | 実施不可。   | 研究資産維持のために必要最低限の人員に限り、所属長の指示のもと、入構を認める。  | 学生入構を禁止   | 実施不可(オンライン開催を除く)。   | 活動禁止(オンラインでの活動を除く)。  | メールでの問い合わせのみ。入試業務は実施不可。  | 所属長の指示のもと、大学施設の維持管理のために必要最低限の職員のみ出勤。  |

令和3(2021)年度 前期授業期間については、シラバスにより、各学科等で当面30%、最低50%を目途に実施する対面授業とメディア授業を実施する。

この指針は、R3(2021).4.1から適用する。(R3(2021).6.24 **ステージ変更 3 → 2**。 )今後の状況によって、活動指針を変更することがある。

具体的な決定は、活動指針を目安とし、そのときどきの状況を総合的に勘案して、コロナウイルス対策本部会議などで行う。